資料　２

合築による新図書館の運営体制（案）

１　運営体制

　　県立図書館及び高知市民図書館にはそれぞれの役割、図書館システム（図書館内のサービス提供のしくみ）、蔵書構成がある。それらに責任を持つために、新図書館には県立図書館及び高知市民図書館の２つの組織を置き、役割分担を明確にしたうえで両図書館が連携して業務を遂行する。

２　役割分担等についての考え方

（１）県立図書館は、市町村図書館等への支援、図書館政策の推進、資料の保存等　　　　を通じ、県民の情報格差の解消と読書環境の充実の役割を担う。

（２）市民図書館本館は、県民への直接サービスを行うとともに、（高知市の）分館・分室、移動図書館、市内学校図書館等への支援を行う「市民図書館システム支援センター」としての役割を担う。

（３）直接サービス業務を市民図書館がおこなうことにより増加する業務量への対応、司書のスキルアップ、課題解決支援等のサービス向上のために、県は市に職員を派遣する。

（４）館長のあり方

県立図書館、市民図書館の館長の上に総館長（仮称）を置き、連携にあたっての必要な調整を行う。

３　連携にあたっての留意点

（１）新図書館の理念、組織の使命等を明らかにし、県立･市民の職員相互の情報共

有を図る。

（２）業務の要求水準や作業手順などマニュアルを作成し、県立･市民の職員全員で

共有する。マニュアルは、適宜見直しを行い、環境の変化への対応やサービス

水準の向上を図る。

（３）新図書館には、県立図書館と市民図書館を一体的に運営するための連絡調整機

関を設け、総館長（仮称）のもとに置く。

（４）県立図書館職員は、直接サービス部門から離れることとなるが、定期的なロー

テーションを組み市への派遣職員となり、直接サービスを行う。

（５）課題解決型図書館として一体的に運営するため、両図書館は司書の充実と能力

向上に努める。

（６）県立図書館と高知市民図書館それぞれに法に基づいて設置される協議会の両委

員は、新図書館の運営についての合同の協議を行う。